

川崎市教育委員会教育長職務代理者の指名について

平成28年4月1日

川崎市教育委員会教育長職務代理者

吉 崎 静 夫 委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその
指名する委員がその職務を行う。